

大阪府曾根崎警察署告示第 1 号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8第1項の規定により、確認事務を委託したので、法第51条の12第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年12月21日

大阪府曾根崎警察署長

警視正 富田 朝昭

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社東洋エージェント

(2) 主たる事務所の所在地

大阪府中央区東心斎橋一丁目1番10号 大阪料理会館2階

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

大阪府曾根崎警察署の管轄区域

(2) 期間

平成31年1月4日から平成34年1月3日まで